

## ○佐治町公共施設等検討会

### 【経 緯】

少子高齢化の進行や人口減少、産業就業構造の変更等により佐治町内の市有の公共施設の中には利用が極端に少ないものや、遊休化しているものまた、休止・廃止等となっているものが多くある。そこで、佐治町内の市有公共施設等について、その在り方や利活用策等について総合的に検討し、その結果を踏まえて具体的な対策を講じ佐治地域の振興に繋げていくことが重要と考え、佐治町内の各種団体の代表で構成する検討会を立ち上げた。

- 第1回平成26年10月31日 会の設置規約協議・鳥取市FM説明
- 第2回平成26年12月15日 佐治町公共施設等現地検討会
- 第3回平成27年 1月28日 現地確認の感想・利活用の方向性区分等検討
- 第4回平成27年 3月24日 2回目現地検討会（遊休地）
- 第5回平成27年 5月20日 個別施設ごとの利活用の方向性検討
- 第6回平成27年 7月14日 個別施設ごとの利活用の方向性検討
- 第7回平成27年 9月10日 個別施設ごとの利活用の方向性検討
- 第8回平成27年10月14日 個別施設ごとの利活用の方向性検討
- 第9回平成27年11月19日 個別施設ごとの利活用の方向性検討
- 第10回平成28年1月28日 総括取りまとめ
- 平成28年 2月下旬 支所だよりに総括表を折込み住民の意見を募集
- 第11回平成28年3月24日 住民の意見を協議し最終的な方向性を確認
- 平成28年 3月29日 佐治町総合支所長へ報告書を提出

- ※平成28年 4月13日 佐治地域振興会議で説明
- ※平成28年 4月27日 佐治地区自治連区長会で説明
- ※平成28年 5月30日 口佐治振興協議会で説明

佐治町公共施設等検討会設置要綱……（別紙1）

佐治町公共施設等検討会報告書……（別紙2）

## 「佐治町公共施設等検討会」設置要綱

(経緯、趣旨)

少子高齢化の進行や人口減少、産業就業構造等の変化により、佐治町内の市有の公共施設等の中には利用が極端に少ないものや、遊休化しているものまた、休止・廃止等となっているものが多くあります。

そこで、佐治町内の市有公共施設等について、そのあり方や利活用策等について総合的に検討し、その結果を踏まえて具体的な対策を講じ佐治地域の振興に繋げていくことが重要です。

(目的)

第1条 検討会は、佐治町内の市有公共施設等のあり方や利活用策等を検討し、その結果を踏まえて具体的な対策を講じ佐治地域の振興に繋げていくことを目的とする。

(組織)

第2条 検討会は佐治町内の関係団体及び関係行政機関、学識経験者等をもって組織し、次に掲げる団体等から選出された委員により構成する。

- (1) 佐治町自治連合会
- (2) 各地区振興協議会
- (3) 佐治町地域審議会
- (4) 佐治町まちづくり協議会
- (5) 五しの里さじ地域協議会
- (6) 佐治町婦人会
- (7) 佐治町青年団
- (8) 佐治町老人クラブ
- (9) J A鳥取いなば佐治支店
- (10) 鳥取市南商工会
- (11) 佐治町総合支所

支所長、地域振興課長（分室長）、市民福祉課長、産業建設課長

- (12) 佐治町総合福祉センター所長
- (13) 学識経験者等

2 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐する。

5 会長に事故がある場合には、副会長がその職務を代理する。

(設置期間)

第3条 検討会の設置期間は設置の日から平成28年3月31日までとする。ただし、検討の進捗状況等によっては短縮又は延長することがある。

(事業)

第4条 検討会は、次に掲げる事業を行う。

(1) 佐治町内の市有公共施設等のあり方や利活用策に関する調査、検討

(2) 前各号に掲げるもののほか、あり方や利活用策等の検討に関し必要な事項  
(会議)

第5条 検討会の会議は、必要の都度、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、佐治町総合支所地域振興課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月31日から施行する。



支所長	課長	主査			

平成28年3月29日

鳥取市佐治町総合支所  
支所長 小谷 繁喜 様

佐治町公共施設等検討会  
会長 上田 喜清



佐治町内の公共施設のあり方や方向性等について（報告）

佐治町では少子高齢化の進行や人口減少、産業就業構造等の変化により、佐治町内の市有公共施設の中には利用が極端に少ないものや、遊休化しているものまた、休止・廃止等となっているものが多くあります。そこで、平成26年10月に、佐治町自治連合会、各地区振興協議会及び佐治町まちづくり協議会等の町内の各種団体で構成する「佐治町公共施設等検討会」を設置し、佐治町内の市有公共施設等のあり方や利活用策等について検討を重ねてきました。

これまでに、現地の視察調査を含め11回の検討会を開催し、住民の皆様にも公開して意見を伺い、別添のとおりそれぞれの施設の方向性の案を取りまとめましたので報告します。

今後、佐治町総合支所におかれましては、検討会で示された公共施設のあり方や方向性等に基づいて具体的な取り組みを進められ、佐治地域の振興や活性化等に繋げていただきますようお願いします。

## 佐治町公共施設一覧(方向性区分案)

## 佐治町公共施設等検討会

番号	施設名称	開設年	住所	方向性	備考
1	佐治町総合支所	S46	佐治町加瀬木2519-3	現在のまま存続(利用促進)	・借地の解消が必要 ・耐震改修が必要 ・防災拠点
2	佐治町豪雪山村開発総合センター	S46	佐治町加瀬木2519-3	保留	・借地の解消が必要 ・黎明の庭の存在 ・一部倉庫、防災備蓄倉庫として使用
3	佐治人権福祉センター	S52	佐治町古市72-1	現在のまま存続(利用促進)	・市の事業として利活用も ・一部耐震性に問題あり
4	消防団詰所(機庫)	S61	佐治町加瀬木2242-1	他の施設との複合化⇒取壊し	・佐治町屋内多目的広場に移転を検討 ・借地の解消が必要
5	佐治町大型作業場	S62	佐治町古市8-2・8-3	利活用(貸付)	・利活用事業者への貸出済 ・H20年度より、鳥取福祉サービスへ貸出(グループホームゆう)
6	山王ふれあい会館	H15(S44)	佐治町尾際677・679	現在のまま存続(利用促進)	・利用頻度が少ない。 ・デイサービス等に利用
7	佐治町屋内多目的広場	H13	佐治町福園24-6	他の施設との複合化⇒利活用	・消防車の機庫として使用 ・消防団の拠点として活用
8	佐治町老人福祉センター	H2	佐治町加瀬木2,171-2	現在のまま存続(指定管理)	・借地料の見直しが必要 ・高齢化の進行によりニーズ増大 ・指定管理者(市社協)
9	ひまわり保育園	S52	佐治町古市72-1	利活用(事業者募集⇒貸付等)	・売却・譲渡も視野 ・遊具撤去必要
10	ふたば保育園	S56	佐治町加茂1545-1	利活用(事業者募集⇒貸付等)	・借地の解消が必要 ・隣接の西佐治会館との一体的利活用 ・遊具撤去必要
11	佐治町国民健康保健診療所(医科)	H2	佐治町加瀬木2,171-2	現在のまま存続(利用促進)	・佐治町にとって必要不可欠な施設 ・借地の解消が必要
12	佐治町国民健康保健診療所(歯科)	H1	佐治町加瀬木2,171-2	現在のまま存続(利用促進)	・佐治町にとって必要不可欠な施設 ・借地の解消が必要
13	保健センター	S53	佐治町加瀬木2235	利活用(事業者募集⇒貸付等)	・借地の解消が必要 ・1F東側:加藤医院 ・週1回健康相談
14	保健センター(調理実習室)	S56	佐治町加瀬木2235	現在のまま存続(指定管理への移行を検討)	・隣接の婦人の家との一体的利活用 ・借地の解消が必要 ・体験学習等に利用
15	自然環境活用センター	S57	佐治町加茂1283	現在のまま存続(指定管理)	・第三セクターさじ21の拠点施設(指定管理)
16	奥佐治観光案内所「名馬茶屋」	S62	佐治町尾際358	取壊し	・利活用の見込み無し
17	山王谷キャンプ場	H7	佐治町中	現在のまま存続(指定管理)	・借地の解消が必要 ・山王谷地域の拠点施設 ・指定管理者(さじ21)
18	さじ植物園	S57	佐治町加茂1290-2	現在のまま存続(多目的利用や用途転用の検討)	・まち協植樹 ・グランドゴルフ場として使用
19	和紙生産伝習施設「かみんぐさじ」	H7	佐治町福園146-4	現在のまま存続(指定管理)	・地域の伝統産業 ・借地の解消が必要 ・指定管理者(かみんぐさじ)
20	和紙民芸館	S58	佐治町加茂594-1	売却・譲渡等を検討	・アスベスト調査
21	ロッジ三国山荘	S54	佐治町中	現在のまま存続(利用促進)	・エコツーリズム、トレッキング等での利活用 ・一部修繕必要
22	郷土文化保存伝習施設(文化ホール)	S56	佐治町福園41	現在のまま存続(利用促進)	・借地の解消が必要 ・主に小学校が利用
23	たんぼり荘(林業の家、宿泊休養施設)	S53	佐治町中108-2	現在のまま存続(指定管理)	・山王谷地域の拠点施設 ・指定管理者(さじ21) ・耐震化に問題あり
24	多目的広場(アストロパーク関係)	H7	佐治町高山1065-1	現在のまま存続(多目的利用や用途転用の検討)	・借地の解消が必要 ・キャンプ場等での利活用 ・ドクターヘリの離着陸場、進入路幅員狭小
25	農産物加工センター	H2	佐治町加瀬木2237-1	現在のまま存続(指定管理)	・借地料の見直しが必要 ・隣接の調理実習室との一体的利活用 ・指定管理者(婦人の家運営協議会)
26	多目的集会所	S57	佐治町加瀬木1300	売却・譲渡等を検討	・実質的にJAの施設 ・主にJAが使用
27	飯盛山荘(佐治村観光農園地等管理施設)	S57	佐治町古市678-3	取壊し	・利活用の見込み無し ・アスベスト対策が必要

佐治町公共施設一覧(方向性区分案)

佐治町公共施設等検討会

番号	施設名称	開設年	住所	方向性	備考
28	多目的運動広場(多目的運動広場、テニスコート)	S62	佐治町大井601	現在のまま存続(利用促進)	・鳥取中央リトルシニア野球チームが利用 ・テニスコートは再整備が必要
29	職員宿舎(歯科医師住宅)	H5	佐治町福園158-2	現在のまま存続(利用促進)	・歯科医師住宅として利用
30	職員宿舎	H6	佐治町福園161-1	売却・譲渡等を検討	・現居住者に売却 ・職員が利用
31	職員宿舎	H7	佐治町福園161-1	売却・譲渡等を検討	・現居住者に売却 ・職員が利用
32	佐治小学校	S50	佐治町福園41	現在のまま存続(利用促進)	・空き教室の有効活用 ・借地の解消が必要 ・耐震改修済
33	佐治中学校	S53	佐治町古市165-1	利活用(貸付)	・利活用事業者への貸出 ・自主的事業による利活用推進 ・一部耐震性に問題あり
34	紙漉き伝承施設	H16	佐治町古市165-1	利活用(貸付)	・利活用事業者への貸出 ・自主的事業による利活用推進
35	歴史民俗資料館(民話の館)	S49	佐治町福園24	現在のまま存続(指定管理への移行を検討)	・多目的な利用の推進 ・主にさじ民話会が使用 ・H25年度に茅葺き屋根の葺き替え実施
36	歴史民俗資料館(ふるさと歴史館)	H3	佐治町福園24-1	現在のまま存続(指定管理への移行を検討)	・利用促進 ・特別展等の企画 ・陳列品が固定化
37	体験農園管理棟(きらっと工房)	H10	佐治町高山1282-1	利活用(事業者募集⇒貸付等)	・利活用事業者への貸出 ・主にローダンセが使用
38	コスモスの館・本館	H6	佐治町高山1071-1	現在のまま存続(指定管理)	・利用促進 ・借地の解消が必要 ・指定管理者(ミルキウエイ)
39	コスモスの館・別館(佐治町木工体験学習施設)	H7	佐治町高山1072-1	現在のまま存続(指定管理)	・利用促進 ・借地の解消が必要 ・指定管理者(ミルキウエイ)
40	佐治天文台	H6	佐治町高山1071-1	現在のまま存続(利用促進)	・利用促進 ・借地の解消が必要
41	サブ天文台(セレス観測所)	H6	佐治町高山1071-1	現在のまま存続(利用促進)	・利用促進 ・借地の解消が必要
42	サブ天文台(パラス観測所)	H6	佐治町高山1071-1	現在のまま存続(利用促進)	・利用促進 ・借地の解消が必要
43	サブ天文台(ジュノー観測所)	H6	佐治町高山1071-1	現在のまま存続(利用促進)	・利用促進 ・借地の解消が必要
44	サブ天文台(アストラエ観測所)	H7	佐治町高山1071-1	現在のまま存続(利用促進)	・利用促進 ・借地の解消が必要
45	多目的ハウス(アルデバラン)	H11	佐治町高山1071-1	現在のまま存続(指定管理)	・利用促進 ・借地の解消が必要 ・指定管理者(ミルキウエイ)
46	レストハウス	H6	佐治町高山1071-1	現在のまま存続(多目的利用や用途転用の検討)	・利用促進
47	西佐治会館	S55	佐治町加茂1547	利活用(事業者募集⇒貸付等)	・利活用事業者への貸出 ・借地の解消が必要 ・耐震性に問題あり
48	こぶし会館	H4	佐治町福園161-2	利活用(事業者募集⇒貸付等)	・利活用事業者への貸出 ・主に青年団が使用
49	平成会館	H1	佐治町余戸171-33	現在のまま存続(多目的利用や用途転用の検討)	・借地の解消が必要 ・主に蕎麦人の会が使用
50	佐治町中央公民館	S59	佐治町加瀬木2542-1	現在のまま存続(多目的利用や用途転用の検討)	・借地の解消が必要 ・2階の和室(2室)を放課後児童クラブが使用 ・3階の結婚式場を佐治川石の展示場で使用
51	佐治町尾際地区コミュニティ施設	H15	佐治町尾際692	現在のまま存続(多目的利用や用途転用の検討)	・オートキャンプ場等への転用も検討 ・利用者無し ・トイレ清掃委託(使用人数 不明)
52	地域活性化センター	H16	佐治町古市165-1	他の施設との複合化⇒利活用	・利用者少数
53	学校給食センター	S57	佐治町加瀬木2240-1	利活用(貸付)	・利活用事業者への貸出 ・H25年度より手づくり製工屋へ貸出
54	B&G海洋センター	S58	佐治町加茂1267	現在のまま存続(利用促進)	・利用促進 ・H25年度に体育館の大規模改修 ・H26年度にプールの大規模改修